

塾代助成の受給資格に係る申立書(就学援助)

令和 年 月 日

(あて先) 大阪市 長

私は、就学援助制度の認定を受けている(または、就学援助制度の認定要件を満たしており申請済みである)ため、塾代助成事業における就学援助認定者に対する特例措置の適用を申請します。
また、申請にあたっては、次の全ての事項に同意します。

【塾代助成事業】

申請者氏名		印	配偶者氏名	
申請者住所				
利用生徒氏名		利用生徒生年月日	平成 年 月 日	

【就学援助制度】

申請者氏名		申請状況	<input type="radio"/> 認定済	<input type="radio"/> 申請中
生徒氏名		生徒在籍学校名(学年)	大阪市立	中学校 (年生)

同意事項

- 大阪市子ども青少年局から大阪市教育委員会事務局に対して就学援助制度の認定結果の照会を行うこと。
- 大阪市長より、就学援助制度の認定結果を確認する書類(「大阪市児童生徒就学援助審査通知書」)の写しの送付を求められた場合は、すみやかに提出すること。たとえ、就学援助制度が認定され、既に塾代助成事業において特例により交付決定を受けた場合でも、求められた写しの提出がない場合は、塾代助成カードの利用停止措置が取られる場合があり、利用停止期間については助成されないこと。
- 就学援助制度が認定されなかった(または取り消された)場合には、大阪市長あて、ただちに報告すること。なお、塾代助成事業で定める所得制限限度額以上であるが、特例措置の適用に基づき交付決定を受けていた場合には、当該期間の助成を受けることはできず、すでに塾代助成カードで利用した金額があれば大阪市へ返還すること。
- 塾代助成事業における利用期間は就学援助制度の認定期間とは異なるものであり、かつ、就学援助制度の認定者に対する特例措置は、新型コロナウイルス感染症の影響による所得の減少に対応するための、令和2年度後期申請までにおける時限的なものであること。
- 大阪市から委託を受けた運営事業者が、本申立てにかかる就学援助制度の認定状況等の個人情報を取り扱うこと。

【(事務局から依頼のあった場合のみ記入してください) 利用生徒の監護の状況、申請者と利用生徒の生計関係等について】

<hr/> <hr/>

【事務局使用欄】

--

※黒のボールペンで記入してください。(鉛筆、消せるボールペン等は使用しないでください。)

※訂正する場合は、二重線を引き、その上に訂正印(③に押印する印鑑と同じもの)を押してください。

(修正液や修正テープ等は使用しないでください。)

※記入内容や印鑑の不備があった場合は、「塾代助成カード」の利用開始月が遅れることがありますので、十分にご確認ください。

記入時の注意点

- ① 提出する日付を記入してください。
(「交付申請書(第1号様式)」の提出日と同じ日付)
- ② 「交付申請書(第1号様式)」の申請者と同じ住所・氏名を記入してください。
- ③ 朱肉印を押してください。
(スタンプ印不可)
- ④ 「交付申請書(第1号様式)」の配偶者と同じ氏名を記入してください。
- ⑤ 「交付申請書(第1号様式)」の利用生徒と同じ氏名・生年月日を記入してください。
- ⑥ 就学援助制度の申請書に記入した内容と同じ申請者氏名・生徒氏名・在籍学校名・学年を記入してください。
- ⑦ 就学援助制度の申請状況に○をつけてください。

(第19号様式)

塾代助成の受給資格に係る申立書(就学援助)

(あて先) 大阪市長

① 令和〇〇年〇〇月〇〇日

私は、就学援助制度の認定を受けている(または、就学援助制度の認定要件を満たしており申請済みである)ため、塾代助成事業における就学援助認定者に対する特例措置の適用を申請します。
また、申請にあたっては、次の全ての事項に同意します。

【塾代助成事業】

② 申請者氏名	大阪 学	③ (印)	配偶者氏名	④ 大阪 習子
申請者住所	大阪市北区●●1丁目2番3号★マンション505号			
⑤ 利用生徒氏名	大阪 太郎	利用生徒生年月日	平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日	

【就学援助制度】

⑥ 申請者氏名	大阪 学	申請状況	⑦ 認定済	申請中
生徒氏名	大阪 太郎	生徒在籍学校名(学年)	大阪市立 梅田	中学校 (〇 年生)

同意事項

- (1) 大阪市子ども青少年局から大阪市教育委員会事務局に対して就学援助制度の認定結果の照会を行うこと。
- (2) 大阪市長より、就学援助制度の認定結果を確認する書類(「大阪市児童生徒就学援助審査通知書」)の写しの送付を求められた場合は、すみやかに提出すること。たとえ、就学援助制度が認定され、既に塾代助成事業において特例により交付決定を受けた場合でも、求められた写しの提出がない場合は、塾代助成カードの利用停止措置が取られる場合があり、利用停止期間については助成されないこと。
- (3) 就学援助制度が認定されなかった(または取り消された)場合には、大阪市長あて、ただちに報告すること。なお、塾代助成事業で定める所得制限限度額以上であるが、特例措置の適用に基づき交付決定を受けていた場合には、当該期間の助成を受けることはできず、すでに塾代助成カードで利用した金額があれば大阪市へ返還すること。
- (4) 塾代助成事業における利用期間は就学援助制度の認定期間とは異なるものであり、かつ、就学援助制度の認定者に対する特例措置は、新型コロナウイルス感染症の影響による所得の減少に対応するための、令和2年度後期申請までにおける時限的なものであること。
- (5) 大阪市から委託を受けた運営事業者が、本申立てにかかる就学援助制度の認定状況等の個人情報を取り扱うこと。

【(事務局から依頼があった場合のみ記入してください) 利用生徒の監護の状況、申請者と利用生徒の生計関係等について】

【事務局使用欄】
